

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學図書館所蔵『土御門家記録』所収近世文書の解題と翻刻

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高見澤, 美紀 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000677

國學院大學図書館所蔵

『土御門家記録』所収近世文書の解題と翻刻

高見澤 美 紀

はじめに

國學院大學図書館が所蔵する貴重書二二〇八に『土御門家記録』と題された史料群がある。このうちにはいずれも中世後期の写しとみられる、天文勘申の記録『家秘要録 天変地妖之勘草』（七冊）と、陰陽道書『家秘要抄』・『家道要録 天地陰陽類 星宿類 発明星説』がある。⁽¹⁾このほかに数点の近世文書や近代文書⁽²⁾が含まれている。

本稿は『土御門家記録』に含まれる近世文書の一部について翻刻を行い、若干の解題を認めるものである。

一 本学図書館所蔵『土御門家記録』について

土御門家は天文博士安倍晴明を祖とし、天文・暦道・陰陽道等をもって朝廷に仕えた公家である。⁽³⁾江戸時代には天文台を付設した京都梅ヶ小路の屋敷に住し、全国の陰陽師支配にあたった。⁽⁴⁾

同家伝来の史料は現在その多くが宮内庁書陵部に所蔵されているが、⁽⁵⁾一部は東京大学史料編纂所等の別機関へ所蔵

されており、本学図書館もその一つとなる。⁽⁶⁾

本学図書館における『土御門家記録』の名称は後世に作成された史料収納函上書きによる。いわく、

陰陽守天文博士

土御門家記録

天変地妖記等原本 九種

永享―慶長中、外

というものである。函中には前述した中世史料とともに、以下の近世・近代史料が収められている。配列順は函上部から下部への収納順とし、本稿で触れるものについては*を付し、その書誌等については後述する。

*掟（小沼光易宛本職免許状）一点

*職札（菊枝女宛土御門家職札／菊地山泉宛土御門家職札）二点

*彗星出現一件 嘉永六年 包紙一括

・彗星出現一件 安政五年 包紙一括

・昭和十八年十一月四日 土御門家蔵書目録・竖冊一点。法量縦二四×横一六・五糎。

・星学局人名録・献納書目⁽⁸⁾・竖冊一点、青焼き。法量は縦二四・四×横一六・〇糎。人名録は「土御門和丸」部分を含む四頁分。献納書目は献納を希望する旨と「十二月廿二日 土御門和丸」と書かれた六頁分の書物目録。

・京都梅ヶ小路村 土御門旧邸宅図・絵図面一鋪。法量七九・五×一一〇糎。井戸を示す記号を朱書し、敷地周囲の用水を水青で彩色する。「旧邸宅」とあることから近代の写しと考えられる。凡例は「絵図面以五分為一間、惣地二千二百四十歩八分七厘五毛、此所 天文台三十歩二分五厘、建家五百三十四歩九分、用水溜九十八歩、空地千五百七十七歩七分二厘五毛、拝領地五百五十九歩八分七厘五毛、内抱地面千六百八十一歩」とある。このほか

敷地四辺の間数が記載され、絵図面内には天文台や母屋のほか、祭場・社・権殿などが描かれている。⁹⁾

この下部に中世史料九冊が収納され、全一七点、時代別では中世史料九点・近世史料五点・近代史料三点の史料群となっている。

二 嘉永六年「彗星出現一件」について

(一) 解題

本史料群に含まれる近世史料のうち、「彗星出現一件」の上書きを持つ包紙一括史料は、嘉永六（一八五三）年七月観測のクリンカーフユーズ彗星に関するものと、安政五（一八五八）年八月から九月にかけて観測されたドナティ彗星に関するものの二点¹⁰⁾である。本稿では嘉永六年のものを取り上げる。

グレゴリウス暦一八五八年六月一日にクリンカーフユーズが発見した非周期彗星（一八五三年第三彗星、C/1853〔一〕）は、七月末から肉眼で見えるようになり、八月下旬に一等級となる。尾の長さは一〇度をこえ、九月はじめに最も明るくなり、小じし座、しし座、コップ座から海蛇座へと移動した。この彗星は日本においても嘉永六年七月中旬頃から肉眼で見え、様々な記録が残されている。¹¹⁾

土御門家においてもこの彗星を観測し、測量記録や絵図、勘文等を作成した。こうした史料一〇点を包紙で一括したものが本史料となる。なお、本稿では現状で上部から下部への収納順に1〜10と付番しておく。

史料を一括する包紙は法量縦四四・五×横五七・四厘で、檀紙を使用、上書きには次のようにある。

嘉永六年癸丑

彗星出現一件

從七月十六日

至同月廿九日 晴雄

上書き中にある「晴雄」は、当時の土御門家当主右兵衛佐晴雄⁽¹²⁾である。

包紙内の一〇点の史料を大別すると次の三つになろう。

①天変地異・彗星に関する勘文⁽¹³⁾…4・5・7

②彗星観測に関する記録・図…1・2・3・6・8

③彗星に関する考察…9・10

このうち、もっとも早い時期に作成されたのは嘉永六年六月二〇日付の7の勘文案である。浦賀沖への黒船来航⁽¹⁴⁾という未曾有の出来事に対し、議奏広橋光成を介して天変地妖として表象しているかどうかを確認したものであろう。この時期はまだ彗星出現以前ではあるが、約ひと月後に現れた彗星との関連を含めて包紙中に収めたものと考えられる。そのほかの史料は彗星が出現した嘉永六年七月一五日以降のものである。彗星の出現・推移と観測状況等について日を追ってみておきたい。なお、彗星の絵や位置図などがある場合【一】で示す。

一五日 西北に薄淡く桃ほどの大きさをした白気が現れる(3)。

一六日 彗星然とするも、薄雲で観測不能のため見定め難し(1・3・8)。

一七日 彗星出現。暮後から測量始まる(8)。太微垣⁽¹⁵⁾のなかに彗星あり。黄色、光芒は薄淡く、長さ三尺ほど。

寅の方角を指す(3)。天象測量では薄く見がたい状態であったが、望遠鏡では芒気が鮮やかに見える

(8)。^[3・8]

一八日 昏のみ測量(8)。雲のため観測不能(3)。鈴木百年「彗星考」記す(10)。^[10]

一九日 昏／暮後／又後に三度測量(8)。太子の北にあり。光芒は東を指す(3・6)。毎夜南へ一度ほど、西へ少々移動(1)。彗星勘文を提出(4)。【1・2・3】

二〇日 昏／昏後に三度測量(8)。芒気は二、三尺ほど、本星の大きさ・明るさは北斗七星ほど(1)。鈴木百年「彗星考」を記す(9)。【1・3】

二一日 昏／昏後に三度測量(8)。西に移動。從宦と太微の東垣上相の中間。光芒の長さ三〜四尺。五条大橋の東詰の者の証言として西山の南に星体は没するも光芒のみ一丈ほど出ていたとのこと(3)。【3】

二二日 昏／昏後に三度測量(8)。西に移動、上相近く(3)。【3】

二三日 昏／昏後に三度測量(8)。三つ星芒気勘文提出(5)。

二四日 昏のみ測量、雲あり(8)。

二五日 昏のみ測量、雲あり(8)。

二六日 雲あり、測量不可(8)。

二七日 雲あり、測量不可(8)。

二八日 初昏のみ測量(8)。

二九日 初昏の測量時、既に愛宕山へ入没、測量不可(8)。

以降、八月六日まで測量は続けられたが、彗星は現れなかった(8)。

この彗星出現をうけて、朝廷より彗星について尋ねられた晴雄は、七月十九日午刻ころ議奏の広橋光成に面会し、勘文を差し出している。この勘文では今年の春以来の天候不順の気が凝結して彗星となったものであり、近頃人口に膾炙する異国船とは無関係であることを述べている。広橋から関白鷹司政通へ渡された勘文はそこで留め置かれ、当

日の披露はなかったようだ(4)。さらに七月二二日に召し呼ばれて参内した晴雄は議奏の東坊城聡長と面会し、関白鷹司政通より三つ星からの芒気について尋ねるよう命ぜられたことを聞く。一旦帰宅した晴雄は翌二三日、三つ星が従来からある星で、浮雲や游気によって日月同様に「ボウ」と見える、とした勘文を議奏烏丸光政へ提出している(5)。この時江戸では一二代將軍家慶の病状が悪化、危篤が報じられており、このための勘文であった可能性もある。⁽²¹⁾

彗星をはじめとする天象の変化に凶事を重ねるといった古来よりの俗習に対し、西洋の科学的な見地からのアプローチも江戸時代後期には確立していく。9・10の「彗星考」は鈴木百年世寿⁽²²⁾によるもので、この彗星は通常は見えない星が太陽との距離が近くなることで光を受けて芒気を発し、数日すれば太陽から遠ざかり消滅するだろうとしている。また、彗星Ⅱ凶星・妖星とした往古とは異なり、現在は西洋で発達した測量技術がもたらされ、日月の食同様、彗星の伏見もまた予測可能なものである、と述べている。ただし、9後半では方位・五行などを用いて彗星を瑞兆と説いており、陰陽道に基く一面もうかがわせる。土御門家が天文測量においてどのような技術を持つのか、また、彗星に対する考え方や朝廷に提出する勘文の表現方法など、近世後期の同家の役割を明らかにする史料群と言えよう。

(二) 書誌事項および翻刻

以下に一〇点の書誌的事項と、文章がある場合はその翻刻文を掲げる。⁽²³⁾

1 (彗星測量図)

〈作成年代〉(嘉永六癸丑年七月一六日〜同年七月二〇日)

〈差出〉——〈宛先〉——

〈形態〉 縦紙 〈数量〉 一枚 〈法量〉 縦二七・二×横三九・〇 榧

〔備考〕太微垣・紫微垣の星官中に朱墨ふたつの彗星が描かれる

【翻刻】*「」は挿入文字を示す。

嘉永六^{癸丑}年七月十六日「薄白雲アリ」始^而見請、尤十六日前ヨリ出現之由^ニ候、十七日少々雲アリ、十八日晴、十九日晴、則十九日夜^者快晴故篤測量、星座モ先見定候、即朱^而彗星之座ヲ設、毎夜一度余南^江移ル様子候、且西^江モ少々移ル、同二十日晴測量、

○芒氣二三尺計、西山^ニ没時^者一間計^ニ見ル、彗星本之星^者北斗七星程^ニ光、大サモ亦北斗七星程也、芒氣^者「本星北アリ、末ハ」南ヘヨル方ナリ、

(図略)

2 嘉永六年七月「」日彗星出現(彗星位置図)

〔作成年代〕(嘉永六年七月□日)

〔差出〕——〔宛先〕——

〔形態〕縦紙 〔数量〕一枚 〔法量〕縦二五・一×横三三・八糎(縦横は表題文字列による)

〔備考〕虫損箇所あり。表題の「」は虫損で、わきに後世の鉛筆書「十九日？」があるが、残された墨書跡から

「廿」の可能性がある。表題以外、特に文章はなし。図は1に比して描き込まれる星官は少ないが、範囲は二十八宿の「角宿」・「軫宿」、つまり天球の南方朱雀までと広めになっている。彗星は太子上部に描かれる。

3 (彗星出現につき日々様子書)

〔作成年代〕(嘉永六年癸丑七月一五日～二二日)

〔差出〕—〔宛先〕—

〔形態〕繼紙 〔數量〕一枚 〔法量〕縱二四・〇×横五〇・二糎

【翻刻】

(図略)

嘉永六年癸丑七月十五日戊午初昏白氣見西北、其色甚淡薄、大如桃、

十六日己未 變為彗星、然有薄雲難見、

十七日庚申 彗星見太微垣内郎位之傍在翼度中星体顯然、其色黄光芒淡薄、長三尺許、寅方指、

十八日辛酉 有浮雲難測、

十九日壬戌 在太子北、光芒東指、

二十一日甲子 西行在從宦与太微之東垣上相之中間、光芒長三四尺、此夜有見於五条大橋之東詰者云、其星將西没之時在愛宕山之南数間之処、星体既没^而余芒甚細長大率一丈須曳没于時夜五時、

二十二日乙丑 漸西移近上相、

4 (彗星出現につき勘文控)

〔作成年代〕(嘉永六年癸丑) 七月十九日

〔差出〕晴雄「土御門晴雄」 〔宛先〕(広橋光成)

〈形態〉折紙 〈数量〉一枚 〈法量〉縦三三・四×横四五・三糎

【翻刻】

頃日毎夜彗星昏後西北之天出現、光芒凡二三尺計、則太微垣辺^ニ有之、宿度^者翼宿^ニ候、尤戌刻頃^ニ者西山頭^ニ没候、今年春已來時氣不順、五月來雨不降氣候全不調候故、上升之氣凝結為彗星候ト存候、此頃異國船之風聞等モ有之候故、彼是人口種々ト存候得共、勿論為差儀^ニ者無之存候、今暫日數ヲ歴候^者大方西山ニ隠レ不相見成候半哉ト存候、猶篤ト測量之上若亦異変之儀^茂候^者可申上候、右等之趣内々申上候間、自然御不審等被為在候^者宜御沙汰相願存候事、

七月十九日

晴雄

嘉永六年癸丑七月十九日午刻比持參、議奏面会之処広橋垂相光成卿也、則一紙差出之処、関白殿^江參候故退出可見合被示、未刻過被申渡、右書付関白殿^ニ御留置相成、今日無披露候段被示、写差出置退出畢、

5 (三ツ星芒気につき勘文控)

〈作成年代〉(嘉永六年癸丑) 七月廿三日

〈差出〉晴雄「土御門晴雄」〈宛先〉(東坊城聡長)

〈形態〉折紙 〈数量〉一枚 〈法量〉縦三三・三×横四五・四糎

【翻刻】

此節昏後未方^ニ当^而相見候三ツ並候星芒気有之候^者異星^ニ者無之哉 御尋之趣承候、頃日ヨリ彗星出現^ニ付、毎夜窺天象居候得共、御尋^ニ付昨夜モ猶又東西南北之天精々窺見候処、何モ不見当候、彗星^者少々、南^江移り候様子

ニテ候間、今暫経日数候者、過日モ申上候通西山ニ隱没致候ト存候、御尋之三星者廿八宿之内心宿之三星ト存候、浮雲游氣ニテ芒氣有之候様ニ見候事者尋常之事ニ而、心宿限リ不申、大星之分者芒氣有之候様ニ見候事、四季ニ不抱每度有之候事ニ而候、日月ニテモ浮雲游氣等ニ而ボウト見候モ同事ニ候、併猶又精々窺天候而若又異様ナル事モ候者可申上候、此段御含宜御沙汰願上存候事、

七月廿三日

晴雄

嘉永六年癸丑七月廿二日依 召參仕之处、東坊城被申渡候、此節未方ニ当ニ三ツ並候星有之、其星ヨリ芒氣相見候ニ付、若異星ニ而者無之哉、関白殿ヨリ可相尋御命之由也、右ニ付猶窺天之上可申上段申上退出、翌廿三日此書取差出、議奏面会烏丸也、落手勝手退出可致之旨、且写所望也、

6 (彗星出現につき七月一九日様子等書上)

〈作成年代〉 嘉永六年七月一九日

〈差出〉 | 〈宛先〉 |

〈形態〉 切紙 〈数量〉 一枚 〈法量〉 縦一六・五×横九・九糎

【翻刻】

嘉永六年

七月十九日壬戌初昏彗星見、西北大微垣内太子北在翼度中、光芒東指長一尺五寸可、

7 (天象異変等尋につき勘文案)

〈作成年代〉(嘉永六年) 六月二〇日

〈差出〉晴雄「土御門晴雄」〈宛先〉(広橋光成)

〈形態〉切紙 〈数量〉一枚 〈法量〉縦一六・七×横二八・七糎

〈備考〉端裏書「嘉永六年」あり。添削あり、添削後の文言は勘文写⁽²⁾と同文。

【翻刻】*「」は挿入を示す。

(端裏書)「嘉永六年」

頃日天象異変之儀「無之哉」並日月星之光彩所々^{風雲}気色等「総^前」無異候哉御尋之趣畏^(ミセケレ)承候、此節天象異変之儀
「何モ」無之候得「共」、若亦此後異変之儀等見当候^者内々可申上候、猶御含宜願入存候也、

六月廿日

晴雄

8 嘉永六癸丑年七月中旬彗星出現測星書記

〈作成年代〉(嘉永六年七月一六日) 同年八月六日)

〈差出〉——〈宛先〉——

〈形態〉横綴 〈数量〉一枚 〈法量〉縦一四・〇×横四〇・八糎

〈備考〉五丁

【翻刻】*「」は挿入を、「』」は朱書を示す。本史料のみ二段組とする。

嘉永六^{癸丑}年七月中旬彗星出現測星書記

○十六日己未 晴 愛宕山「辺」薄雲アリ、不能測見、

且薄雲中^ニ始^ニ而見^ル芒氣、何トモ難定、

○十七日庚申 晴 測量

戌方^ニ彗星出現 『窺^ニ天象測量之処^ニ弥^ニ彗星之趣也、誠^ニ

薄ク難見、芒長凡金尺^ニ而二尺計、

以望遠鏡窺星之処芒氣アザヤカ也、

〔図略〕

暮後

彗星 凡 西北 三十度

地上 十二度

西山没時

北斗揺光 三十五度

○十八日 辛酉 晴 測量

昏

彗星 西北 二十五度

地 十七度

揺光 西北 四十二度

地上 四十七度

西山没時

揺光 地上 三十五度

○十九日 壬戌 晴 測量

昏

彗星 地上 十二度

西北 二十六度五十分

揺光 地上 四十四度

西北 四十二度五十分

暮後

彗星 地上 十一度

西北 二十七度五十分

揺光 地上 四十二度五十分

西北 四十三度

又後

彗星 地上 八度

西北 三十度

揺光 地上 三十九度五十分

彗星没時
西北 四十三度

揺光 地上 三十六度五十分

○廿日 癸亥 晴 測量

昏

彗星 地上 十五度

西北 二十四度五十分

揺光 地上 四十六度二十分

西北 四十二度

昏後

彗星 地上 十二度

西北 二十五度五十分

揺光 地上 四十四度

西北 四十二度五十分

彗星 地上 十度

西北 廿七度

揺光 地上 四十二度

西北 四十二度

彗星入没之時

揺光 地上 三十六度

西北 四十四度

○廿一日 甲子 晴 測量

昏

彗星 地上 十四度

西北 二十三度

揺光 地上 四十六度

西北 四十二度五十分

昏後

彗星 地上 十二度

西北 三十四度

揺光 地上 四十四度

西北 四十二度五十分

彗星 地上 十一度

西北 二十四度五十分

揺光 地上 四十三度

西北 四十二度五十分

西山入没時

搖光 地上 三十六度五十分

西北 四十三度五十分

○廿二日 乙丑 晴 測量

昏

彗星 地上 十二度

西北 二十二度五十分

搖光 地上 四十五度三十分

西北 四十二度五十分

昏後

彗星 地上 十一度

西北 二十三度

搖光 地上 四十四度

西北 四十三度

彗星 地上 十度

西北 廿三度五十分

搖光 地上 四十三度

西北 四十二度

西山入没時

搖光 地上 三十七度

西北 四十二度五十分

○廿三日 丙寅 晴 測量

昏

彗星 地上 十三度

西北 二十度

搖光 地上 四十六度二十分

西北 四十二度二十分

昏後

彗星 地上 十二度

西北 二十一度五十分

搖光 地上 四十五度五十分

西北 四十二度五十分

彗星 地上 十一度

西北 二十度五十分

搖光 地上 四十四度

西北 四十二度五十分

西山入没時

揺光 地上 三十八度

西北 四十三度三十分

○廿四日 丁卯

昏 測量

彗星 地上 十一度

西北 十九度

此余測量有雲不能蜜測、漸彗星計測量、

○廿五日 戊辰

今日測量有雲不得蜜測、

昏

彗星 地上 八度三十分

○廿六日 己巳

測量有雲不得蜜測、

同断

○廿七日 庚午

同断

○廿八日 辛未 測量

初昏

彗星 地上 三度

西北 十一度

揺光 四十三度

○廿九日 壬申 晴

初昏測量窺天之処、彗星西山ニ隠没不能測量、最早

不現候、猶四五日ヲ歴テ暁天東方可窺候事、

八月一日 癸酉 晴

二日 甲戌 晴

三日 乙亥 曇天風

四日 丙子 曇

五日 丁丑 晴

六日 戊寅

(以下白丁)

9 彗星考

〔作成年代〕嘉永六年癸丑七月廿日

〔差出〕鈴木百年識「鈴木世寿」〔宛先〕―

〔形態〕豎帳 〔数量〕一冊 〔法量〕縦二四・八×横一七・二寸

〔備考〕三丁、うち二丁は「図書楼蔵」左右双辺九行墨刷野紙使用。

【翻刻】

彗星考

〔頭注〕「今度ノ彗星、太微垣内太子ノ北ニアリ」

嘉永六年癸丑七月十六日、初昏ヨリ戌ノ方、地上凡三十度ノ余ニ当リ彗星出現ス、其芒氣始ハワヅカニ一尺余リナリシガ、夜々長ク明ラカナリ、此頃ニテハ光芒凡一丈余モアリ、初更ノ頃ニハ星体山ニ入テ見ヘズ、日ヲ経ルニ從ヒ又漸々消滅スベシ、元来此星ハ五星ノ別種ニシテ、常ニ天ヲ旋リシカドモ、其体暗ケレバ見ヘズ、只太陽ニ近ツク時ハ其光ヲ受テ芒氣ヲ發ス、故ニ芒氣ノ長短濃淡ハ全ク太陽ノ遠近ニ因ルナリ、西洋ニテハ此等ノ星ガ何月何日ニハ何ノ方へ出ルト云コトヲ近頃ハ略推歩スト云ヘリ、左レバ少シモ凶兆ニアラザルコトヲ知ルベシ、代々ノ史ニハ兵乱・飢饉・水火等ノ兆ナリト多クハ記シタレドモ全ク左ニアラズ、昔ハ曆数ノ術モ疎ニシテ今ノ精密ナルガ如キニアラザレバ、古今一概ニ論ジガタシ、タトヘバ動キシ水ニ月ノウツレバ其影碎ケテ見ヘ、靜ナル水ニウツレバ其影円カニ見ユルガ如ク、時代ノ動靜ニヨツテ其兆ヲトルコトモ亦異ナリ、故ニ乱世ノ記録ヲ以テ治世ノ事ニ符号スベケンヤ、所謂円器ニ方蓋を用ユルガ如シ、此理ヲ悟リナバ少シモ驚クコトニアラズ、且戌ハ西北ノ間、其方位乾ニ屬ス、乾ハ陽ノミニシテ陰ナシ、此卦三奇一連純陽ナルユヘ晴レ勝ニシテ雨ナキノ象ユヘ、則早ノ兆ナリ、又

五行ニ取テハ金トス、金ハ秋ニ属シ、其徳ハ健ニシテ、其体ハ盈満ナリ、コレ全ク秋実盈満ノ象ナリ、戌ノ字和訓イヌトモ、又イネトモ訓ス、戌ノ方へ出現セシハ、則稲実盈満ノ兆ヲ顯ハス、豊年ノ瑞星ト云ベシ、

嘉永六年癸丑七月廿日

鈴木百年 識

10 彗星考

〈作成年代〉 嘉永六癸丑七月十八日夜しるす

〈差出〉 — 〈宛先〉 —

〈形態〉 縦綴 〈数量〉 一冊 〈法量〉 縦二五・一×横一七・五糎

〈備考〉 二丁ノ彗星の図あり。

【翻刻】

彗星考

嘉永六年癸丑七月十六日薄暮より戌の方に当り地平上凡三十度に一星芒氣を顕し出現す、長サ凡一丈計り、初更の頃ニハ星体山ニ入て見へず、是全ク彗星ならん、十六日の暮初て見し時ハ芒氣至て淡く、十七日にハ少しく明らかにて、今十八日ハいよ／＼鮮明なり、按ずるに明夜も出現セバ芒氣今夜より猶明らかなるべし、日を経ハ漸々に消滅すべし、少しも怪むに足らず、其故如何となれば此星常ニハ暗き星なれとも偶太陽に近付けバ其光を受けて芒氣を發し、遠ざかるに従ひ消滅す、全く妖星にてハなし、近來西洋にて測検し日月の食同様に、此星の伏見を推歩す、往古より彗星出現すれば多ク凶星なりと記したれ共全く左にあらざ、然ればとて歴代之史に記セし事を駁するにあらざれども、昔ハ兵乱打続キ天下兎角穩力ならず、人心畏怖の時彗星出現セしかバ戦争・飢饉等の兆ならんと驚き

しも、其理なきにあらざり、殊二古八天文推歩の術も疎にして当時精密の如きにあらざれば古今一概に論じ難し、今や天下昇平堯舜雨万民腹鼓の時なれば、聊以て畏るゝに足らず、只常に暗き星故偶太陽の光を受けて明らかに芒気を発するものなりと知るべし、

嘉永六癸丑七月十八日夜しるす

(図略)

三 土御門家発給の免許状・職札について

ここでは本史料群に含まれる近世史料のうち、土御門家発給の免許状一点(A)・職札二点(B・C)、全三点について解題と書誌的事項・翻刻を記す。

江戸時代の土御門家はさまざまな宗教者・芸能者をあらたに「陰陽師」と再定義し、陰陽師の組織を編成した。土御門家は配下に対して許状と掟を与え、陰陽師であることを保証し、配下に加したものは貢納料を土御門家に上納するという関係が築かれていった。⁽²⁶⁾ 本史料群にある免許状(A)は文政一〇(一八二七)年三月二五日に陸奥国岩城郡高野村(現福島県いわき市)の小沼光易へ渡されたものである。前段にある掟は第一条に異法習得の禁止、第二条に他争に与することの禁止、そして第三条に代替り時に本所改めと免許を受けること、の三箇条である。紙面には二か所に印判があり、一つは料紙の中央上部に捺された八角形の朱印(①)で、印文は「司天安氏之信」とある。「安氏」とは土御門家のこと、土御門家は自らの陰陽道を「安家神道」・「天社神道」と自称した。⁽²⁶⁾ もう一つは差出印(②)で「土御門殿家司奉之」の下に「月番」との印文を持つ。本免許状が月替わりで勤めた土御門家司の奉書形式での発給であることが分かる。加えて、前段の掟条々は木版刷で、年月日と差出の「家司奉之」部分、免許条項・宛先は

墨書となっており、事前に量産しておいたものへ、その時々差出・受取にあわせて書き入れていった様子が見られる。

また、土御門家は占考を行う修験や神職に対しても土御門家の免許を受けるよう求めた。⁽²⁰⁾ 本史料群に含まれるB・Cの職札はこうした者たちへ渡されたものである。Bは文久四（一八六四）年正月八日に摂津国大坂堂嶋永来町（現大阪府大阪市）菊枝女へ、Cは、慶応四（一八六八）年九月十日に江刺郡原体村（現岩手県奥州市）菊地山泉へそれぞれ宛てられたものである。その条文には陰陽道修学を承知した旨、公儀法度・土御門家の掟の遵守とともに、非義・非道の「占」や「行事」、異法・邪法や他法との混雑を禁止する旨が記されている。前段の条々は木版刷でB・Cにも同文であり、Aの免許状同様、量産品に年月日と宛先を書き込んだものであることがみてとれる。

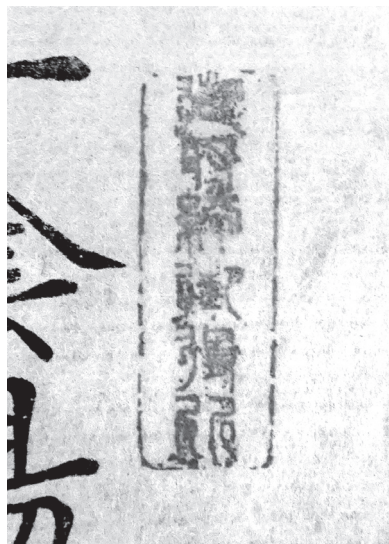
BとCを比較すると、いくつかの相違点に気づく。まず、差出部が異なる点である。Bは木版刷の「土御門殿職札方御役所」と印判(5)のみだが、Cは木版の「土御門殿職札方御役所」・印判(5)に墨書の「仙台御役所 平野伊勢守」・印判(6)が加えられている。これは土御門家による諸国の陰陽師支配に基づくもので、大坂堂嶋が京都役所の直轄であるのに対して、陸奥国には土御門家京都役所配下の陰陽師触頭（C発給当時は平野伊勢守）が置かれており、触頭がこうした職札などの許状を発給していたためと考えられる。

次に印判に注目したい。Bには五か所、Cには六か所の押印があり、その多くが共通している。まず、異なるものから見ていこう。

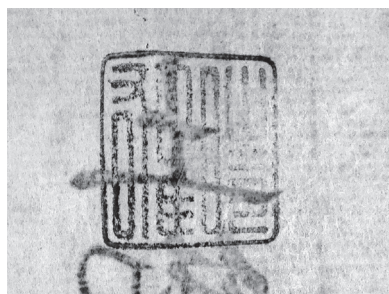
Bのみに押印されるものは、端裏にある「職札 一年限」の印判(B①)である。発給先の男女の別か、もしくはその人物が扱う行法によるものか、その他理由は不明だが、職札に有効年限があったことが分かる。管見の限りこうした年限についての言及は見当たらないが、印判であることからこの一例にはとどまらないものと考えられる。



印判 B ①



印判 C ①



印判 B・C ③

また、C のみに押印されるものは、料紙端の朱印「御取締御役所」(C ②)と、前述した差出部の触頭平野伊勢守「保障」(C ⑥)の印判である。「御取締御役所」の印判がどのような場合に捺されるのかは B ①同様類例を集めた上で判断となろう。

これ以外の印判を見てみると、料紙端には「土御門家御役所」(B ②・C ①)が捺され、木版刷差出部には「陰陽道役所改」(B・C とも ⑤)がある。その上部は割り印 (B・C とも ④) になっており、職札の発給が帳簿など何らかの形で管理されていたことを窺わせる。また、差出部「土御門殿職札方御役所」の「土」の字の裏面には「晴雄」(B・C とも ③) の印判が捺されている。これら印判はその印文・形・法量から同じものが使用されていたことが分かる。

加えて B・C は同文章であるのみならず、その刻字も一致しており、同じ版木から刷られたことが分かる。つまり、

土御門家職札方役所では、版本を使って職札を量産、必要な印判を押し、年月日と発給先を書き込むだけで発給が行えるよう準備していた。そして、諸国の陰陽師触頭が京都役所へ来訪した際にこれを複数枚持ち帰り、地域での発給を行っていたと考えられるのである。

A 掟（小沼光易宛本職免許状）

〈作成年代〉 文政十丁亥年三月廿五日

〈差出〉 土御門殿家司印 ② 〈宛先〉 奥州岩城郡高野村 小沼光易とのへ

〈形態〉 縦紙 〈数量〉 一枚 〈法量〉 縦四五・四×横五八・七糎

〈備考〉 檀紙使用／虫損あり

〈印〉 ①「司天安氏之信」（八角形、朱、陽刻、縦六・四×横六・三糎）

②「月番」（四角形、黒、陽刻、三・六×横三・七糎）

【翻刻文】

掟

一、陰陽家行事之外不可修異法事、

一、不可与他争事、

一、雖為相統之子代替於 本所改

可預 免許事、

右之条々堅可相守者也、

土御門殿
印^①

文政十^丁年三月廿五日 家司奉之印^②

奥州岩城郡高野村

一、本職

小沼光易とのへ

B 職札（菊枝女宛土御門家職札）

〈作成年代〉文久四年子正月八日

〈差出〉土御門殿職札方御役所印^⑤ 〈宛先〉摂州大坂堂嶋永来町 菊枝女とのへ

〈形態〉堅紙 〈数量〉一枚 〈法量〉縦三・三×横四七・五糎

〈備考〉木版（日付・宛先は墨書）／端裏に印^①、裏に印^③あり

〈印〉①「職札 一年限」（端裏／四角形、黒、陽刻、縦四・五×横三・〇糎）

②「土御門家御役所」（四角形、黒、陽刻、縦四・九×横一・四糎）

③「晴雄」（裏／四角形、黒、陽刻、縦二・二×横二・二糎）

④「」陽道「」役所」（四角形割印、黒、陽刻、縦一・六×二・九糎）

⑤「陰陽道役所改」（四角形、黒、陽刻、縦六・〇×横六・〇糎）

【翻刻文】

(端裏) 印①

印②

職札

一、陰陽道習学勤修之儀聞届置候事、

一、公儀御法度之儀者不申及、

安家御掟之趣正敷相守可申事、

一、非義之占・非道之行事、愆而異法・邪法者

勿論、他法混雜紛敷勤方堅停止之事、

右之条々不可有違犯者也、

印③ 土御門殿職札方

印④ 文久四年子正月八日 御役所

印⑤

摂州大坂堂嶋永来町

菊枝女とのへ

C 職札 (菊地山泉宛土御門家職札)

〈作成年代〉慶応四辰年九月十日

〈差出〉土御門殿職札方御役所印 (5) 仙台御役所 平野伊勢守印 (6) 〔宛先〕江刺郡原躰村 菊地山泉とのへ

〈形態〉堅紙 〈数量〉一枚 〈法量〉縦三三・一×横四八・〇糎

〔備考〕木版 (日付・差出「仙台く伊勢守」部分・宛先は墨書) / 裏に印 (3) あり

〔印〕①「土御門家御役所」(四角形、黒、陽刻、縦四・九×横一・四糎)

②「御取締御役所」(四角形、朱、陽刻、縦三・八×横一・二糎)

③「晴雄」(裏/四角形、黒、陽刻、縦二・二×横二・二糎)

④「」道「」所「」(四角形割印、黒、陽刻、縦一・二×二・九糎)

⑤「陰陽道役所改」(四角形、黒、陽刻、縦六・〇×横六・〇糎)

⑥「保障」(四角形、黒、陽刻、縦二・五×横二・四糎)

〔翻刻〕

印

①

職札

一、陰陽道習学勤修之儀聞届置候事、

一、公儀御法度之儀者不申及、

安家御掟之趣正敷相守可申事、

一、非義之占・非道之行事、惣而異法・邪法者

勿論、他法混雜紛敷勤方堅停止之事、

右之条々不可有違犯者也、

〔印〕^③ 土御門殿職札方

〔印〕^④ 御役所〔印〕^⑤

仙台御役所

慶応四辰年九月十日 平野伊勢守〔印〕^⑥

江刺郡原躰村

菊地山泉とのへ

おわりに

國學院大學図書館所蔵「土御門家記録」の近世文書五点のうち四点について、その書誌的事項・翻刻と解題を掲げた。「嘉永六年 彗星出現一件」は土御門家がつ本来の家職に基づく史料群であり、一方の免許状・職札は土御門家伝来史料ではないものの、同家の陰陽師支配の在り方について示唆に富む史料である。他機関所蔵の土御門家史料と併せることで、近世における土御門家に対する理解をより深めるものであろう。

註

- (1) 『國學院大學図書館所蔵 中近世文書書籍目録』(國學院大學研究開発推進機構 校史・学術資産研究センター編集・発行、平成二七年) 九二頁
- (2) 註1の目録には近世史料の一部・近代史料について掲載していない。本稿でこれを補充するものとする。
- (3) 家格は半家、禄高は一七七石。明治一七(一八八四)年の華族令に基づき、土御門晴栄が子爵に叙されている。『平成新修旧華族系大成』(社団法人霞会館発行・平成八年)
- (4) 江戸時代の土御門家に関しては次を参照した。
 - ① 高埜利彦「近世陰陽道の編成と組織」(『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会、平成元年)
 - ② 林淳「近世陰陽道の研究」(吉川弘文館、平成一七年) ほか
 - ③ 梅田千尋「近世陰陽道組織の研究」(吉川廣文館、平成二二年)
 - ④ 遠藤克己「近世陰陽道史の研究」(未来工房、昭和六〇年)
- (5) 土御門家伝来史料とは別に、同家家司であった若杉家伝来史料(京都府立京都学・歴史館所蔵「若杉家文書」) 中にも土御門家に関わるものが多くみられる。
- (6) 古書肆「弘文荘」からの購入による。『弘文荘敬愛書図録Ⅱ』(昭和五九年) 四〇頁掲載。この図録には「(一) 家秘要録 天変地妖記 永享―慶長中六冊」とあるが実際は七冊ある。
- (7) 縦三一×横二七×高さ一八・五糎の蓋つき木箱。
- (8) 余白に「土御門家ヨリ借用図書ヨリ」との書き込みがある。
- (9) 渡辺敏夫編『近世日本天文学史(下) 観測技術史』(恒星社厚生閣、昭和六二年) 四六四―四六九頁「京都梅小路天文台」に、この屋敷に関する詳細な記述がある。
- (10) 註1に同じ、三二九―三三三頁。なお本稿で取り上げる嘉永六年の史料については書誌的事項に若干の補訂を加える。安政五年の史料については稿を改めることとする。
- (11) 大崎正次編『近世日本天文学史』(原書房、平成六年) 五一三―五一六頁。日本学士院日本科学史刊行会編『明治前日本天文学史新訂版』(財団法人野間科学医学研究資料館、昭和五四年)。

- (12) 名前の読みについては諸説あるが、「晴」を「はれ」と仮名表記で自署している史料は多い。
- (13) 天変地異・踐祚などの折に朝廷からの諮問に応じて前例や吉凶などを調べて提出したもの。
- (14) ペリーへの浦賀来航が幕府に知らされたのは『続徳川実紀 慎徳院殿御実紀卷十七』によれば嘉永六年六月五日。
- (15) 宮内庁書陵部所蔵図書寮文庫函架番号土・8「勘文類(天変地妖・踐祚・御参等・宝暦12年―弘化3年(有欠))」所収。
この写に勘文提出の経緯が記されている。
- (16) 古代中国天文学において天球を三区分した三垣のひとつ。北斗七星より南、南方朱雀より北を指す。
- (17) 現在のしし座のうち。
- (18) 現在のしし座のうち。
- (19) 現在のおとめ座のうち。
- (20) 京都西山。愛宕山のことか。
- (21) 『続徳川実紀 慎徳院殿御実紀卷十七』によれば、危篤が報じられたのは六月二二日。逝去は七月二二日。
- (22) 鈴木世寿「文政一一年五月二八日―明治二四年二月二六日」は江戸から明治期の絵師・画家。註11の『明治前日本天文学史』には嘉永五年の皆既日食を写生した人物として「京都土御門家に勤めていた鈴木百年」とある(四三〇頁)。世寿の父鈴木図書世孝が土御門家において都講を勤めたことはその墓碑銘から知れる(『近世日本天文学史(上) 通史』恒星社、昭和六一年、三八五頁)が、世寿が同様に土御門家に出仕していたかについては不明。
- (23) 本節での翻刻の凡例は次の通り。
漢字の旧字・異体字は常用漢字・通行の字体に改めた。
変体仮名はひらがなに改めた。ただし助詞の「者」「而」「与」はそのままとし、小字右寄せとした。
適宜読点・並列点を付した。
敬意を表す闕字は一字あけ、平出は二字あけ、台頭は三字あけで示した。
文字の誤用等については原史料のままとし、分かりにくい部分のみ「(ママ)」を付した。
註15に同じ。
- (24) 註15に同じ。
- (25) この三点は土御門家伝来史料とは異なり、書肆等で関連文書として同梱されたものと考えられる。

- (26) 本節での翻刻はおおむね前節と同じだが、体裁を損なわないよう罫字は原史料のままとし、印判には印形と丸番号を付した。
- (27) 註2④による。
- (28) 土御門家は吉田神道・垂加神道の影響を受けて、陰陽道の神道化を推し進めて、寛文二（一六六二）年ころから自らの陰陽道を「天社神道」「安家神道」と自称するようになった（註2④七五～七九頁より）。
- (29) 註2④による。